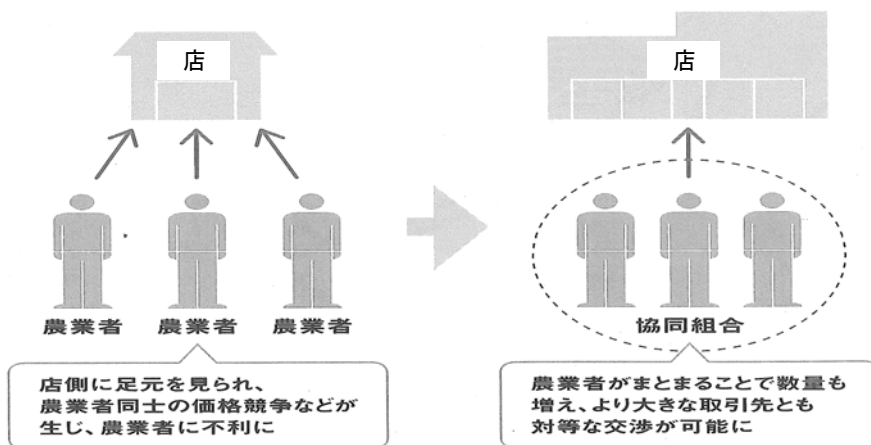


～ 大会議案の策定・実践の前提 ～

“協同組合の理念”に基づく総合事業体であることの確認・決意

○ J Aは、「農業協同組合（農協）」であり、日本にある生活協同組合（生協）、漁業協同組合（漁協）、森林組合や信用金庫、さらには、世界中にある多くの協同組合と同じ理念に基づく組織である。

○ 協同組合は、同じ目的や思いを持つ人たちが助けあい、力を合わせる（＝協同する）ことで、一人のときよりも、より大きな力を生み、自らの経済的・社会的地位を高めていこうとする“相互扶助の精神”に基づく「人」を中心とした組織である。



「一人は万人のために、
万人は一人のために」

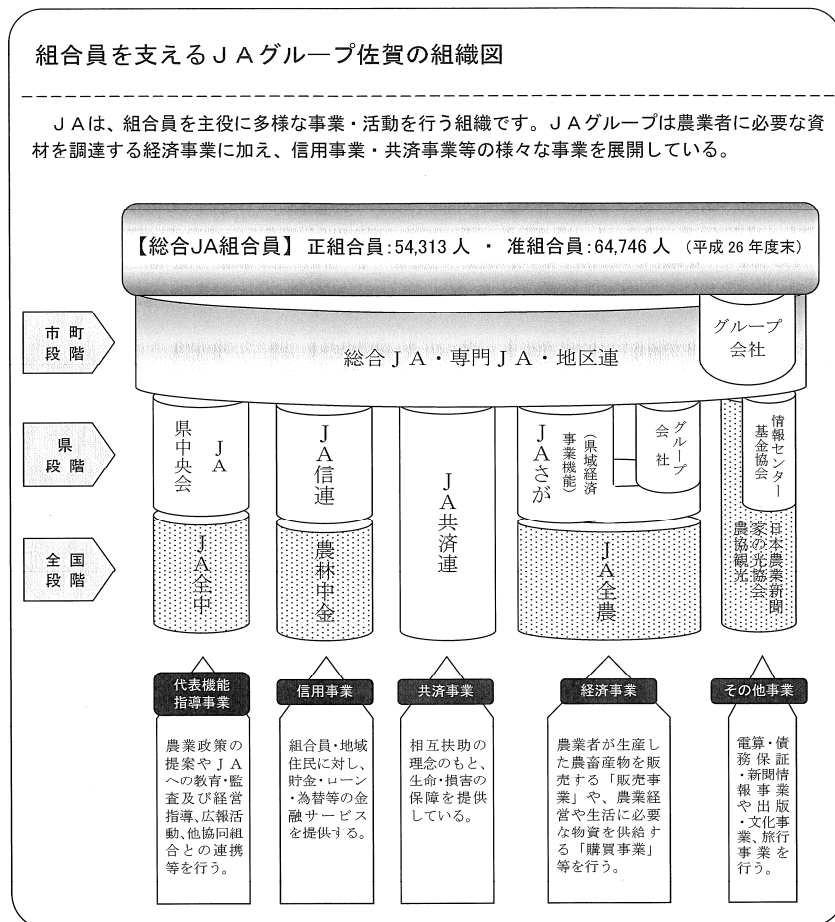
○ 協同組合の目的は、利潤を追求し、株主への高配当を目的とする「資本」を中心とした株式会社とは異なり、組合員の生産や事業・生活を守り向上させることである。このため、協同組合の事業は、単純な採算性・効率性・安価だけを追い求めるのではなく、将来的な事業の安定性等を含め、組合員のためになるのかどうかを総合的に判断して実施している。

○ また、協同組合は、事業だけでなく“相互扶助の精神”のもと、地域の振興や災害復興の支援といった市場原理だけでは解決が困難な問題にも、大きく貢献している。

○ J Aの目的は、農家・組合員の営農と生活を守り高め、よりよい社会を築くことであり、この目的を実現するために必要なこととして、営農指導から金融事業まで、総合事業体としてサービスを提供してきた。

○ J Aが総合事業を営むことには大きなメリットがある。J Aは、組合員が出資し、利用し、運営する三位一体の組織であり、総合事業を営むことで、組合員が農畜産物の販売等で得た収益を外部に流出させることなく、自分たちの組織の中で、自らの営農や生活をよりよくするためのさまざまな事業の原資に充てることができる。

○ J Aは、農家・組合員の営農と生活を守るだけでなく、広く地域社会全体の生活インフラも担っており、総合事業によりワンストップでさまざまな事業を利用できることは、地域における生活基盤としての役割を果たすためにも大きなメリットとなっている。



○ また、J Aの総合事業を支援・補完するため、全国域・県域の連合会・中央会があり、主役である組合員に貢献するための役割を担っている。

○ 現在、政府等からは、“協同組合の理念” “J Aの総合事業体としての特性” を無視した農協改革が求められているが、われわれは、協同組合としてのJ Aのめざすべき方向を見失うことなく、今回提案している議案を決議し、着実に実践していく。

○ これらの協同組合の理念を、全ての組合員・役職員が正しく理解し、運営・事業に携わる。さらに、外部に対しても、協同組合への理解者を増やしていくための活動に取り組む。